# 平成24年度

高松市健全化判断比率審査意見書および高松市資金不足比率審査意見書

高 監 委 第 1 7 9 号 平成 2 5 年 8 月 2 0 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市監査委員 吉 田 正 己

同 山下 稔

同 井上孝志

高 落合隆夫

平成24年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により審査に付された,平成24年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率,連結実質赤字比率,実質公債費比率,将来負担比率)および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので,次のとおり意見を提出します。

なお,地方自治法第199条の2の規定により,吉田正己監査委員は,実質 公債費比率および将来負担比率の審査について,除斥されています。

#### 平成24年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

#### 第1 審査の概要

- 1 審査の対象
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 審査の期間

平成25年7月23日から8月16日まで

3 審査の方法

市長から提出された平成24年度健全化判断比率(実質赤字比率,連結 実質赤字比率,実質公債費比率,将来負担比率)およびその算定の基礎と なる事項を記載した書類について,適正に作成されているかどうかを主眼 として,計数の確認を行ったほか,必要に応じ関係職員から説明を聴取す るなどの方法により実施した。

#### 第2 審査の結果および審査意見

審査に付された健全化判断比率 (実質赤字比率,連結実質赤字比率,実質公債費比率,将来負担比率) およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は,いずれも適正に作成されているものと認められた。

また, それぞれの比率は, いずれも早期健全化基準を下回っていると認められた。

今後においても、健全化判断比率が早期健全化基準の数値を上回ること のないよう、適切な財政運営に取り組まれたい。

### 健全化判断比率の状況

#### 1 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で ある。前年度同様、実質赤字額がないため、実質赤字比率は「一」で表示している。

年 度 比率名	24 年度	23 年度	増減	早期健全化 基 準	財政再生基準
実質赤字比率	_	_	_	11.25%	20.00%

## <算定式>

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額

#### 2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、本市の全会計を対象とした実質赤字額(資金の不足額)の標準 財政規模に対する比率である。前年度同様,連結実質赤字額がないため,連結実質赤字 比率は「一」で表示している。

年 度 比率名	24 年度	23 年度	増減	早期健全化 基 準	財政再生基準
連結実質 赤字比率	1		_	16. 25%	30.00%

#### <算定式>

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

#### 3 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する市債の元利償還金および準元利償還金の標 準財政規模に対する比率の3か年の平均値である。

24年度は,10.0%で,前年度に比べ0.9ポイント低下(改善)している。

年 度 比率名	24 年度 (22 年度 ~24 年度)	23 年度 (21 年度 ~23 年度)	増減	早期健全化基 準	財政再生基準
実質公債費比率	10.0%	10.9%	△0.9ポイント	25.0%	35.0%

#### <算定式>

(地方債の元利償還金+準元利償還金) -

実質公債費比率 = (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) の3か年平均値

# 4 将来負担比率

将来負担比率は,一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する 比率である。

24年度は,88.9%で,前年度に比べ5.5ポイント低下(改善)している。

年 度 比率名	24 年度	23 年度	増減	早期健全化基準
将来負担比率	88.9%	94.4%	△5.5 ポイント	350.0%

<算定式>

将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債

将来負担比率 = 現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) 標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)



#### 平成24年度決算に基づく資金不足比率審査意見

#### 第1 審査の概要

- 1 審査の対象
  - (1) 食肉センター事業特別会計
  - (2) 中央卸売市場事業特別会計
  - (3) 病院事業会計
  - (4) 水道事業会計
  - (5) 下水道事業会計
- 2 審査の期間

平成25年7月23日から8月16日まで

3 審査の方法

市長から提出された平成24年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されているかどうかを主眼として、計数の確認を行ったほか、必要に応じ関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

#### 第2 審査の結果および審査意見

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また, それぞれの比率は, いずれも経営健全化基準を下回っていると認められた。

今後においても、資金不足比率が経営健全化基準の数値を上回ることの ないよう、適切な経営に取り組まれたい。

## 公営企業の資金不足比率の状況

## 1 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとに算定する資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

前年度同様,すべての公営企業会計で資金の不足額がないため、資金不足比率は「一」で表示している。

	会	計 名	1		24 年度	23 年度	増減	経営健全化基 準
法非適	食肉セン	/ター事業	特別名	会計	I	_	I	
用 企 業	中央卸売	<b></b>	特別名	会計	_	_	-	
法	病 院	事業	会	計	_	_	_	20.0%
適用企	水 道	事業	会	計	Ī	_	1	
業	下水	道事	崔 会	計	Ι	_	I	

# <算定式>

 資金不足比率
 =
 資金の不足額

 事業の規模